

研究動向

戦前の地方議会と中等教育に関する研究動向

大谷 奨*

Susumu OTANI

1. はじめに

中等教育は常に難問を抱えている。一般的に中等教育については役割として、それを経て上級学校に進学するための準備教育の側面と、これを以て学校教育を終え社会に出ても自立できる能力を養う完成教育（ときに職業教育）の側面が指摘されるが、問題は、そういった教育をどのような学校や教育制度でどのように施すかということである。

伝統的なヨーロッパ社会では、大学への進学を目的とする大学予備門が準備教育を担い、一方で義務教育の普及に伴って庶民教育の上級コースとして設立された職業学校や補習学校が完成教育を受け持った。この場合、中等教育の二つの役割は、別々の学校が受け持つことになるが、教育制度論ではこれを分岐型学校系統と呼んでいる（中等教育段階のみに注目すると複線型となる）。

日本ではどうか。周知のように1872(明治5)年の学制は中学、1879(明治12)年の教育令では中学校が中等教育の場として設定された。やがてその中学校は1881(明治14)年の中学校教則大綱を経て、1886(明治19)年に学校令が整備されるに及び、「実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ為ス所」と規定される。日本の中等教育機関は、準備教育と完成教育という二つの役割を一種類の学校が抱え込む、という点でヨーロッパとは異なる地点から整備が開始されることになるのであった。

しかしそれが極めて困難な課題であったことは、その十数年後の1899(明治32)年、中学校令の改正と実業学校令および高等女学校令の制定がセットとなって行われたことから明らかであろう。この改正により中学校の目的は「男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為ス」とされ、「女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為ス」高等女

*筑波大学人間系

学校と対になって普通教育機関として位置づけられることになった。それとともに従前の「実業ニ就ク」または「高等ノ学校ニ入」という具体的な目的が条文から消えているが、同時に成立した実業学校が「実業ニ従事スル者ニ須要ナル教育ヲ為ス」とそのひとつを引き取っていることから、中学校に求められた普通教育の内実は、「高等の学校に入る」準備教育を指す、と暗に受け止められることになるのは必定であった。

かくして、明治30年代以降、6年間の初等教育を修了した者がさらに進んだ教育を受けようとするならば、男子普通教育機関である中学校、女子普通教育機関である高等女学校、そして実業教育機関である実業学校のいずれかに分岐されるという中等教育制度の複線化がこの三勅令によって成立することになる。

三勅令は、府県に中学校と高等女学校の設置義務を課し、また実業学校の設置も促していたことから、これらの学校の設立には中間自治体である府県が大きく関与することになる。さらに、その自治体の行政意志は、教育費予算という形で府県会に提示される。これにより地方議会は府県立学校の設置方法やその順番をめぐる論争場所となるため、その議論からは、当時の普通教育観、実業教育観といった中等教育に対する考え方、中学校、高等女学校、実業学校といった中等教育制度整備に対するとらえ方を端的に拾い上げることができる可能性が大きいと思われる。日本の中等教育の整備過程に関する研究は1980年代以降相当に蓄積されているが、その際、このような地方議会の動向に注目した検討はどのように進められているであろうか。本稿では地方議会、具体的には会議録、議事筆記録類などに残されている道庁府県会の記録を分析対象として展開されている中等教育制度の研究の動向を確認してみたい。

2. モデルとしての京都府会研究

地方議会の論議を正面から対象に据え、議会内での教育関係全般の論議を考察したもっとも大がかりな研究成果としては、本山幸彦編『京都府会と教育政策』（日本図書センター、1990年）がまずあげられよう。本山らは「地方教育史研究には、府県会の教育議事を中心課題に据えることなど、ほとんど考慮にのぼらなかった」当時の研究状況のなかで、「京都府当局と府会の攻防を分析し」「地方における教育政策形成過程の実際を明確にしよう」と試みている（iv）。地方議会を分析対象とした研究のさきがけであり、「今後各地で着手される地方議会の教育史

分析の一つのモデルとなろう」と評されるものであった（梶山雅史「日本教育史の研究動向」『日本の教育史学』34集，1991年，240頁）。確かに現時点においても、明治期という期間を定め、一つの道府県を対象として教育議題全般を検討した著作は他に見当たらない。それはその作業量が膨大なものとなり、なかなか簡単には着手できないためであるが、共同研究という組織がそれを可能にしたといえる。

しかし一方、共同研究であるがゆえの限界として「多岐の観点を多数の執筆者で執筆したばあい、序章に課せられた使命は重い」として『『序章』の出来は不十分の感をまぬがれない』ことも指摘されている（伊藤彌彦による書評、『同志社法学』42巻4号，1990年，124頁）。横井敏郎も同様に「気づかざるを得ない点は、序章の『構図』と各章の分析とのずれである」と述べているが（『日本史研究』377号，1994年，109頁），そうであるなら本書はまとまった著作というよりも地方議会を共通テーマとしながらも、中学校、高等女学校、実業教育など対象別に展開した「論集」と捉えた方が適切かも知れない。

しかしたとえ執筆者によって論調が異なり、全体的なまとまりが弱いという憾みがあったとしても、広く教育全般についての地方議会の議論を検討した本書の意義は大きい。というのは、その他多くの研究は、地方議会を分析対象としても、先に上げた中学校、高等女学校、実業学校という複線型を念頭に置きつつ、まずはそれぞれの学校へとその問題関心を向けているからである。中等教育全般を総体的に捉える研究は本山らの著作以外にはほとんど見当たらない。

3. 先行する明治20年代以前の中学校研究

ただ、個別に研究が進められているという現状にはそれなりの理由を見て取ることもできる。特に、三つの中等教育機関の中でもとりわけ中学校、それも明治20年代までの中学校教育やその制度についての研究が盛んであるが、そこにはやはり学制以降、中等教育機関の最初の形態である一従ってやがて様々な形で発現する中等教育の課題を抱え込んでいる—中学校そのものを問うことがまず必要であるという問題意識があるのであろう。

新谷恭明の『尋常中学校の成立』（九州大学出版会，1997年）は明治20年代初頭までを対象として近代中学校教育が成立した過程を明らかにする著作であり、その際福岡県会での議論が当時の中学校観を探る際に活用されている。ここでは、当初、身分意識を濃厚に反映して藩主の寄附金をもとに設立された民費公営とで

もいべき尋常中学校が、近代的な学校体系の整備のなかで、初等教育と高等教育を取り結ぶ連結部分となっていく過程を明らかにされている。明治前半が対象となる以上、検討すべき中等教育機関はこの尋常中学校に限られてしまうことになるが、「まえがき」からは、新谷はそういった時代的な制限によってではなく、現在の中等教育が抱える完成教育と準備教育の両立という難問の原型を、尋常中学校の成立過程に求めるために、積極的に検討の対象としたことが理解される。

永添祥太も「日本における中等教育は、明治中期に尋常中学校という形で成立した」「これらのことを明らかにすることは、日本における中等教育がどのような理念の下に成立したのかを明らかにすることにもなる」と述べ、新谷と同様の期待を寄せつつ明治20年代を中心として議事録（『通常会日誌』）を活用しながら地方における中学校観を検討している（「尋常中学校の移転・増設問題における地域の『中学校観』とその推移過程—大分県を事例として—」『九州大学大学院教育学コース院生論文集』創刊号、2001年、85頁）。

また三木一司は佐賀県を事例として、明治10年代の公立中学校の統廃合論争を検討する際に「佐賀県通常会日誌」を用いている。上の二人にくらべ現代的な課題を強く意識していないようであるが、それでも「黎明期にあった明治10年代の中等教育」という初発性に注目している点では共通しているといえる（「明治10（1880）年代の佐賀県における中学校統廃合論争に関する一考察」『近畿大学九州短期大学研究紀要』37号、2007年、59頁）。

さらに近年、荒井明夫が『明治国家と地域教育—府県管理中学校の研究』（吉川弘文堂、2011年）をまとめている。本研究は、民間財源で賄われており、本来なら私立として扱われるべきところ、その管理を願い出によって府県にゆだねることで、実質的に「府県立」の学校として扱うことを可能とした1886（明治19）年の諸学校通則の適用を受けた学校（＝府県管理学校）を研究対象とするものである。荒井の意図は、「財源は『私的』だが学校の性格は『府県立』」という「独特な性格を有する」この府県管理中学校を研究対象とすることで（11頁）、「地域的公共性と国家的公共性の関係を近代国家成立過程に即して考察しよう」とするところにあり（7頁）、その際福島県、山形県、広島県などの地方議会の議論の分析も行っている。これもまた、新たな公共性をどのように創出していくかというきわめて現代的な問題意識を背景としており、それまで日本にとっては全くの未知の制度であった中学校制度が、初発においてどのように受け止められ、定着していっ

たのかを追求するものである。

中等教育自体が明治日本にとっては未経験の制度であり、通時的にその定着を確認しようとするならば、明治前半に注目するのは当然であり、またその時代において最も明瞭であった中等教育機関である中学校を検討対象とすることになるのはごく自然なことと言えよう。

4. 明治30年代以降の中等教育機関に関する研究

このように、明治20年代までの中等教育機関（とりわけ中学校）に関する地方議会の射程に入れた研究成果の蓄積が進む一方、明治30年代以降、即ち三勅令制定後はどうであろうか。もし20年代までのように、中等教育の定着について学校制度を通じてみようとするのであれば、ここで対象となるのは、中学校、高等女学校、実業学校であり、またはそれらの学校が構成する複線型の中等教育制度が検討対象として取り上げられるべきであろう。

米田俊彦『近代日本中学校生徒の確立—法制・教育機能・支持基盤の形成—』（東京大学出版会、1992年）は、1899年の三勅令後の中学校観の確立過程を描いた画期的な著作であった。特に第3部「地方社会における中学校観の変質」は、宮城、長野、大分、青森、愛媛各県における中学校設置問題について考察し、当時の中学校観の分析を試みている。当初地域住民に広く開かれた高等普通教育機関として期待された中学校が、その制度の確立とともに上層住民の特権的な機関として認識されるという中学校観の転換がみられることを、県議会議事録等を駆使しながら指摘しており、地方議会の記録が当時の中等教育制度を探る上で有力な資料であることを示している。

ただ、神辺靖光が「実業学校との関連をもう少し深めてもらいたかった」と述べているように（同書に対する書評『教育学研究』第59号第2号、1992年、61頁）、明治後半となると、やはり中学校に並んで設立がすすんでゆくもう一つの男子中等教育機関との関係は気になるところである。むろん明治30年代の中学校を検討する米田のねらいは、明治20年代に中学校が制度的に確立していたという従来の通説を疑い、その模索や動揺が中学校令改正の30年代まで続いていたことを指摘することであり、他の中等教育機関を無視しているわけではない。また、中学校が上層住民の特権的な学校として位置づけられていくと同時に、実業学校の普及が進み始めるという分岐型中学校制度の初発についても触れられている。し

かし論じるべき学校の検討水準が精深なものになってゆくことで、他の教育機関やそれらとの関係に関する検討といった、セットになって進められてもよい研究との間に進捗の前後差が生じかねないことについては留意しておく必要はあるであろう。

この米田に示唆を受けながら、山谷幸司は以前から特に宮城や福島県の議会を対象として中学校の設置・増設過程を論じてきた（「明治後期に於ける中等教育機関増設の論理—宮城県の尋常中学校増設計画を中心に—」東北大学教育学部教育行政・学校管理・教育内容研究室『研究集録』第16号、1985年69-81頁、および「明治中期福島県に於ける中学校の設置形態論争に関する考察」同第17号、1986年、155-169頁）。いずれも県会の『議事筆記』『議事録』を主たる資料とした丁寧な考察であるが、例えば前者は題目に「中等教育機関」と付しながらも、実際にはもっぱら（尋常）中学校の増設を論じている。もっともこれは明治20年代を考察するものでありでやむを得ないであろう。しかし後者は明治30年代の福島県を対象としており、神辺が米田に要請したような、実業学校等に対しての目配りがあってもよいのではないかとも思えるが、山谷は先行研究として有泉貞夫（後述）を取り上げる際に、「有泉の指摘も示唆に富むものではあるが、中学校と実業学校の増設を一括して捉えるなど分析がマクロに過ぎる感がある」と述べており、この時点では複数の学校を総体的に捉えることに懐疑的であった。

しかし後年、大正後期福島県における中等教育機関の増設過程を検討する際、中学校と実業学校を合わせて論じ、当初中学校不要論とセットになって展開されていた実業学校振興論が、総花的増設計画の中に埋没していく過程を明らかにしている（「1920年代における中等教育拡張の政治過程—福島県における学校網計画を事例として—」『中等教育史研究』第8号、2000年、12-40頁）。かつて自身が疑問を呈していた普通教育機関と実業教育機関を総括的に捉える視点によって新たな知見を得ているといえるが、「学校網計画には」「高等女学校の増設も含まれているが、本稿では筆者の関心と紙幅の関係から、中学校と実業学校に考察対象をしぼ」られてしまっていることが惜まれるのである。

30年代以降は中学校、高等女学校、実業学校それぞれの学校が発達してゆくため、このように研究対象として学校種それぞれに関心が寄せられてゆく傾向が強いことを指摘することができる。

とりわけ高等女学校の研究にはその傾向が顕著であるように思われる。男女別

学という戦前中等教育システムの背後に差別性を看取り、その背景や機序を追求するためには、まず高等女学校制度を全体的通時的に把握する必要があるためだと思われる。また、高等女学校が補習科や専攻科で初等教員を養成し、実科高等女学校制度が女子実業教育機関としても機能したこと、さらに専攻科や高等科が女子高等教育機関としての役割を担ったこと、など男子中途教育機関に比べ、極めて多角的な機能を持っていたことも関心が高等女学校制度の中において濃厚となっていく背景となっているのであろう。

そのため、高等女学校研究会『高等女学校資料集成』およびその別巻の『高等女学校の研究—制度的沿革と成立過程—』（大空社、1990年）のように大がかりで通史的な研究成果が目立ち、近年では水野真知子が単独で大著『高等女学校の研究—女子教育改革史の視座から—（上・下）』（野間教育研究所、2009年）を刊行している。水野の著作は幕末維新期から終戦間近までという広いスパンの中で、「高等女学校の史的展開過程を女子教育改革史の視座から捉え、あわせて近代日本女子教育史の時期区分を明示」することを目的としており（上・37頁）、その際必要に応じ地方議会も検討対象としている。しかし上記のような問題関心が基底となっているため、議会の理解が乏しかったため高等女学校令制定前後、公立高女が新設されにくかったことを指摘する際に用いられている程度である（高等女学校研究会の文献も同様である）。

しかしたとえ指摘のように初発は低迷していたとしても、その後は増設が進み大正後半には公立高等女学校の数に中学校を追い抜く。どのような形であれ（女子教育研究の立場からはまさにその形が問題なのであろうが）、高等女学校は中等教育機関として発達し他の学校の動向に影響を及ぼすようになるのである。例えば北海道では札幌、函館、旭川といった主要地にまず中学校が設けられる。しかし中学校が設置されると数年を経ずして各地は例外なく高等女学校の開設を北海道庁に求めてくる。さらに大正昭和に入ると通学の弊を慮り、公立高等女学校は中学校のそれよりも狭い間隔で設置されるようになる。この状態が地方部に、高等女学校はあるが中学校がないという当初とは逆転した状況を作り出し、これが今度は中学校増設の引き金となっている。男女別学だからこそ、あえて両者をセットで捉えることで中等教育機関の地域への均霑過程という側面を窺うことができるのである。

実業学校についても同様である。先に大正期の中等教育機関増設を分析する際

に中学校と実業学校を一括してとりあげた山谷の論文について言及したが、そのような研究姿勢は三勅令直後についても可能なはずである。筆者は、北海道会の会議録に残されている小樽に中学校と商業学校のどちらを先設すべきかをめぐって交わされた道庁理事者と議員の発言から、普通教育と実業教育の優先論を分析したことがある。（「開拓期北海道庁の「義務教育後」教育政策に関する考察—特に北海道会における論議とその影響に注目して—」関西教育行政学会『教育行財政研究』23号，1996年，1－12頁）。坂本紀子はさらに小樽教育会や区会といった地元の動向も重ね合わせながらその優先問題の実相を明らかにしている（「明治中期における北海道の中等教育機関設置をめぐる住民要求—小樽中学校設置過程における教育要求をとおして—」『北海道教育大学紀要（教育科学編）』第59巻第1号，2008年，241－250頁）。この作業によって、それぞれの優先論の背景にある中等教育制度観が浮き彫りにされるのである。

しかし明治30年代の地方議会を対象とした類似の研究はほとんど見られない。管見の限り、有岡英俊が「高松商業学校設立の経緯について—香川県会の議論を中心に—」（中国四国教育学会『教育学研究紀要』第47号第1部，2001年，85－90頁）において、当初坂出に設置された県立商業学校が高松に移転される際の県会での議論を分析した研究以外には見当たらず、これもまた実業学校のみを論じたものとなっている。その有岡も先行研究について「山岸治男と、羽田新の都城商業学校と、福島商業学校をそれぞれ事例とした研究（筆者注・両者の論文は『わが国産業化と実業教育』国際連合大学，1984年に所収）においては、議会資料は学校の沿革を概述するためにのみ扱われている」（85頁）と述べており、実業学校の検討に際して地方議会の論議が資料として活発には用いられてこなかったことを指摘している（ただし、実業学校令制定以前の実業教育機関についての地方議会の議論については、杉林隆「地方議会における中等教育論議—明治前期滋賀県の場合—」（『地方史研究』第26巻5号，1976年，1－11頁）、江森一郎、胡国勇「石川県における実業教育の展開過程—納富介次郎と石川県工業学校の創立をめぐる—」（『金沢大学教育学部紀要 教育科学編』48号，1999年，1－16頁）といった先行研究がある。また三好信浩は『日本農業教育成立史の研究』（風間書房，1982年）の中で明治10年代の府県立農業学校（369－384頁）、『日本商業教育成立史の研究』（風間書房，1985年）においては県立商業学校についてそれぞれ県会の議論に言及しながら取り上げている（439－445頁）。ただ、ここから

も理解できるように、実業学校については産業別に論じられる傾向にあり、それらをまず実業学校として包括的に取り扱う視点到に弱いといえる。これは実業学校の性質上、やむを得ない側面であろう。)

5. 研究状況の認識

このように、中等教育機関の研究は、学校種それぞれに関心が寄せられながら進展している。一方で三勅令によって成立した複線型中等教育制度そのもの問う、すなわち中学校、高等女学校、実業学校が分立している状況を地方議会での議論を通して捉える研究に乏しいといってよい。その背景には、中等教育研究というフィールド自体が近年になって急速に開拓されてきた、という研究事情を指摘することができる。

米田は「日本の中等教育史研究は、戦前から1970年代にかけて少しずつ蓄積されていたものの、本格的には1980年代に入ってから展開しはじめた」と述べているが、そのきっかけとして1986年の中等教育史研究会の発足をあげている（教育史学会50周年記念出版編集委員会『教育史研究の最前線』2007年、日本図書センター、63頁）。荒井もまた後発であった「中等教育史研究が、その後大きく進展した理由」の一つとして同研究の結成を指摘している（前掲書、13頁）。

しかしその研究会の発足に際し、代表であった神辺が「中等教育史という共通概念を持つことは難しかった」と述べていることには注目しておきたい（『中等教育史研究』発刊にあたって『中等教育史研究』創刊号、1993年）。また当初からの主要メンバーであった新谷も「内輪話であるが、中等教育史研究会の最初の会合のときに名称を旧制中学校研究会とするか中等教育史研究会とするかで随分悩んだ」と打ち明けている。その背景には「中等教育史研究が中等教育史研究として共通の研究視角を持っていない」という認識がうかがえるのであるが（「課題と展望 中等教育史」日本教育史研究会『日本教育史研究』第7号、1988年、73-74頁）、これが「中学校史には中学校氏の発想と論理があり、女子中等教育史には女子中等教育史のそれがあり、実業教育史や師範教育史となるとまったく別の観点が存在するのである。それらを一つの議論の場で語り合うことは現段階で無理というものかもしれない」（新谷、前掲1997年、27頁）と当面はこの分立している状態を容認せざるをえないという判断につながっている。先に山谷が有泉の研究に対し「中学校と実業学校の増設を一括して捉えるなど分析がマクロに

過ぎる」と述べていることに触れたが、これも同様の認識に立つ先行研究への評価だといえよう。

しかしそう評されている有泉貞夫『明治政治史の基礎過程—地方政治状況史論—』（吉川弘文館、1980年）は、さらに視点をマクロにして「道路・港湾・河川改修、鉄道、官公立学校誘置、各種補助金獲得などの地方的・局地的利益要求の生成・膨張・多様化」が「地方政治状況を形成」する過程の解明を目指すものであり（1頁）、そこには中等教育機関を種別毎に見ていこうという姿勢とは全く逆に、学校の設立を他の社会インフラである土木工事や交通施設の整備と同位に置き、地方議会での交渉に基づく利益配分の成果とみなしている点で刮目させられるところが多い。無論、同じ社会インフラであっても、例えば交通機関と教育機関では果たす役割や性格は異なるのであり、教育学の立場としてはさすがに教育費を勸業費や土木費と全くの同列で語ることは躊躇われるが、しかし中学校、高等女学校、実業学校を府県立学校費に括って観察することは試みられてもよいであろう。

実際、地方議会はそのような利益配分の場所なのだと気づけば、中等教育機関どうしの違いは場合によっては利益獲得をめぐる論争において、従属的に扱われるであろうことは容易に想像できる。また公費をもって設立する以上、箇所付けと同様、いわば校種付けも論議の対象となるはずであり、そこから複線型中等教育制度をどのように維持運営するか、という当時の中等教育観を浮き彫りにすることが可能であると思われる。

6. おわりに—「中等学校」という視点

ところでこれも周知のことであるが、中学校、高等女学校、実業学校は1943（昭和18）年に中等学校令のもとに法制面では統一されている。また三勅令以降、明治後期、大正、昭和戦前と継続的に中等教育改革が一元化を指向しながら論じられていたこともよく知られている。そしてその過程において、法整備に先駆けて、この三つの学校は「中等学校」と通称されるようになる。

米田は1920年代半になると、言葉に厳格なはずの行政関係者までもが「中等学校」という語を慣行的に用いるようになっていくことに着目し、その要因として実業学校が制度的に中学校に接近していき、またそれに伴い、両者ともに小学生が進学を目指す際厳しい受験競争を経なければならないという入学難問題の対象

として捉えられるようになってきたことを指摘している（「実業学校の〈中等学校化〉の軌跡」望田幸男・広田照幸『実業世界の教育社会史』昭和堂，2004年，242-262頁）。

ただ行政当局に限定しなければ，人口に膾炙する時期はもう少し前倒しして，大正初期の運動競技界（1915年に始まった全国中等学校優勝野球大会など）の隆盛が「中等学校」という語の通称化を促している側面も指摘できるであろう。この時期の新聞記事をみても例えば，中学，高女，実業それぞれの教員俸給が増額されるという報道では「中等学校教員俸給」といった表現が用いられている（「中等教員優遇 明年度より」『読売新聞』1919年11月13日朝刊）。

また1908(明治41)年に創設された中等教育研究会は，当初，下部組織として師範部，中学部，高等女学部の三部を設け，「実業学校」の「部門ハ当分之ヲ欠ク」としていた（事務細則）。この時点ではまだ機が熟していないが，いずれ実業学校を中等教育の研究対象として捉えるつもりだったとも考えられる。やがて部門制は1922(大正10)年に中等教育会と改称されるに伴い廃されるが，その際嘉納治五郎は「従来は師範学校中学校高等女学校に重きを置いて考へていましたが，今後は農工商等他の種類の中等学校も同様に考へて取扱ふ方針にした」と説明している（「本会刷新の趣旨に就いて」中等教育研究会『中等教育』第40号，1922年，2頁）。さらに詳細な検討が必要ではあるものの，「中等学校」という表現方法はこのように大正期を通じて一般に流布していったのではないかと思われる。

三勅令が成立して複線型中等教育制度が整い，それに基づいてそれぞれの中等教育機関が設立され，それぞれの学校についての研究が展開されている。しかし，複線化が完了すると，このように再びこれらを束ねるようなタームが用いられるのは何故なのか。分けてもなお，統一して語らなければならない事態が生じたからであり，逆に言えばもともとこれらの学校に一括りにできる何らかの共通性がなければ，このタームが用いられることはなかったはずである。

地方議会の検討はこの問題を考える際にも有効であろう。中学校，高等女学校，実業学校はどのような場合に区別して語られ，どのような場合に一括して捉えられるのかに注意しつつ，長いスパンで県会等での議論を継続的に観測することで，戦前の中等教育制度が抱える複線志向と一元化志向のダイナミズムを捕捉することができるのではないかと考えるのである。